○天草市市道認定基準

平成18年3月27日

告示第131号

(目的)

第１条　この基準は、市道の路線認定に関し必要な事項を定め、もって適正な市道路網の整備の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第２条　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　市道等　[道路法(昭和27年法律第180号)第3条](JavaScript:void%20fnInyLink(101168,'2300100004191227h.html','J3'))に規定する道路をいう。

(2)　公道　[国有財産法(昭和23年法律第73号)第2条第1項](JavaScript:void%20fnInyLink(101333,'3000100004191227h.html','J2_K1'))に規定する国有財産及び[地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条第1項](JavaScript:void%20fnInyLink(101441,'1000100004200701h.html','J238_K1'))に規定する公有財産のうち住民の生活に供されている道路をいう。

(3)　私道　市道等及び公道以外の道路をいう。

(路線の認定)

第３条　市道として路線認定する道路は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1)　国道又は県道の路線変更及び廃止に伴い、その区間で市道として存置する必要のある道路

(2)　道路の起点及び終点が市道等に接続する道路

(3)　公共施設及び公益的施設に連絡する道路

(4)　沿線におおむね２戸以上の人家があり、生活道路として欠かすことのできない道路

２　前項に定める場合のほか、市長が特に必要があると認める道路については、市道として路線認定することができるものとする。

(幅員、構造等の基準)

第４条　前条第１項各号に規定する道路の幅員及び構造は、次の各号の**いずれにも該当しなければならない。**

(1)　道路の幅員は、法令その他特別に定めるものを除き、原則として**４メートル以上**であること。

(2)　**路面が良好で車両が通行できる道路**であること。

(3)　**道路の占用物件及び民地との境界が明確**であること。

(私道の敷地要件)

第５条　私道の敷地及び道路に附属する工作物その他の物件の要件は、次に掲げるものとする。

(1)　**道路敷地**及び道路に**附属する工作物その他の物件**は、**寄附により市に所有権が移転できるもの**であること。

(2)　道路敷地には、**所有権以外の権利が存しない**こと。

(適用除外)

第６条　次の各号のいずれかに該当する道路は、この基準を適用しない。

(1)　市が新設及び改良する道路

(2)　自転車・歩行者専用道路

(市道認定の申請)

第７条　私道について、市道路線の認定を要望する場合は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1)　市道認定申請書([様式第１号](JavaScript:void%20fnOwnLink(686,'r3510691041803311.html','Y1')))

(2)　土地寄附申出書([様式第２号](JavaScript:void%20fnOwnLink(686,'r3510691041803311.html','Y2')))

(3)　所有権移転登記承諾書([様式第３号](JavaScript:void%20fnOwnLink(686,'r3510691041803311.html','Y3')))

(4)　印鑑証明書

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

附　則

この告示は、平成18年3月27日から施行する。